

2021年2月4日

お客様 各位

中央労働金庫

「緊急事態宣言」解除地域における昼休業の終了（営業再開）のお知らせ

平素は〈中央ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客様と職員の健康・安全を最優先として、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに金融サービスの維持を目的とした交代勤務を実施するため、2021年1月13日（水）より1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）、1月18日（月）より栃木県内、1月20日（水）より茨城県内の窓口の営業時間を変更し、昼休業を実施しています。

このたび、栃木県を対象とした「緊急事態宣言」が、2月7日（日）をもって解除されることを受け、2021年2月8日（月）より当該地域の営業店における昼休業を終了いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

昼休業実施期間中、お客様にはご理解・ご協力をいただき、感謝を申し上げます。

引き続き当金庫では、お客様の健康と安全を最優先にサービスを提供してまいります。

記

1. 「緊急事態宣言」の解除地域において昼休業を終了（営業再開）する店舗

栃木県の全営業店・出張所・ローンセンター

2. 昼時間帯の営業再開日

2021年2月8日（月）

3. その他

「緊急事態宣言」の発令期間が延長となる茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のお店においては、「緊急事態宣言」が解除されるまで昼休業を継続いたします。

以上